

第6回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成27年10月5日 13:30～14:30

2. 場 所 釧路市役所 第3委員会室

3. 出席委員 2番 河崎 忠委員 3番 田井 博行委員 4番 福西 範委員
5番 田井 克廣委員 6番 三木 均委員 8番 熊坂 隆雄委員
9番 野村 照明委員 10番 佐藤 裕司委員 11番 松下 裕幸委員
12番 佐藤 泰正委員 13番 細川 裕委員 14番 菊池 隆委員
15番 村上 正人委員 18番 菊池 利治委員 19番 大坂 博文委員
21番 成田 俊英委員

(以上 16名)

4. 欠席委員 1番 吉田 重喜委員 7番 浅野 徳昭委員 16番 松永 征明委員
17番 山崎 一彦委員 20番 稲場 洋二委員

(以上 5名)

5. 参 与 者 農業委員会事務局
事務局長 坂井 和之 事務局次長 阿部 浩治 主査 秋元 公宏
農地業務担当員 道尾真弓 農地業務担当員 小泉真由美

(以上 5名)

会議録署名委員の指名 12番 佐藤 泰正委員
13番 細川 裕委員

会期決定について 平成27年10月5日(1日)

6. 議事日程 会務概要報告
報告第13号 現況証明願について(市街化区域)
報告第14号 農地法3条の3第1項の規定による届出について
報告第15号 農業経営証明願について
議案第30号 現況証明願について
議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積
計画の決定について
議案第32号 農地法第6条の規定による農業生産法人の報告について

(追加議案)
議案第33号 釧路市農業委員会委員の辞任願いの同意について

議長
野村会長

それでは、お時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まりいただきまして、有り難うございました。
それではただいまより、第6回釧路市農業委員会総会を開催いたします。
本日の出席者は16名です。議事録署名人に12番、佐藤泰正委員、13番、細川裕委員を指名しますので、よろしく願いいたします。
なお、会期は本日10月5日の1日といたします。
それでは、事務局より会務概要報告と報告2件についてお願いします。

事務局
坂井事務局長

今回、報告の中で8月27日、東北・北海道農業活性化フォーラム、9月3日から開会の、平成27年市議会9月定例会、9月28日、改正農業委員会法等説明会は時間がかかるため、後ほど議案審議後にまとめて報告いたします。

事務局
坂井事務局長

それでは会務を報告いたします。(別紙会務概要報告を読み上げ報告とした)

議長
野村会長

ただいま事務局から会務概要報告がありますが、報告のあった分について何か聞きたいことはありませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

それでは次の報告第13号「現況証明願」について報告して下さい。

事務局
坂井事務局長

それでは、議案書の4ページにございます、報告第13号「現況証明願」について報告します。

登記簿上の地目が農地となっている土地について、所有権移転等の登記をしようとする場合には、農地法の許可があったことを証する許可証等を添付しなければ登記できないことになっております。

しかし、都市計画法による市街化区域内の農地の転用はあらかじめ農業委員会に所定の事項を届ければ、足りることとなっております。

今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が2件ございました。

最初に議案書6ページから8ページの資料になります、5ページ、表1番は、公簿地目が畑になっております、市街化区域内の■■■■■■■■■■㎡で■■■■■■■■■■氏所有地について、同氏の代理人で■■■■■■■■■■より現況証明願があり、9月15日、事務局職員2名で現地調査を行い、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、9月16日、会長専決により証明書の発行を行いました。

なお、この件につきましては、過去に別な代理人より現況証明願の申請があり、事務局で調査した結果、整地済地であったため、会長先決により現況証明の発行を行い、

平成26年10月17日開催の第4期第28回総会、報告第70号にて報告したものです。

次に議案書5ページの表の2番ですが、資料は議案書、6、9、10ページで、公簿地目が畑になっております、市街化区域内の■■■■■■■■■■㎡で、■■■■■■■■■■氏所有地について、同氏の代理人、■■■■■■■■■■氏より現況証明願があり、9月18日、事務局職員2名により現地調査を行い、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、9月24日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、2件の市街化区域内の「現況証明願」について報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました、報告第13号「現況証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に報告第14号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告して下さい。

事務局
阿部次長

それでは、議案書11ページ目の報告第14号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。

平成21年12月15日の農地法改正により、相続などで農地の権利を取得した者は、農地法第3条の3第1項の規定に基づき、その旨を、農業委員会に届け出なければなりません。

今回、鉏路地区で1件の届出がありました。

議案書12ページ目の表ですが、番号が抜けておりますが1件しかございませんので1番でございます。

被相続人、■■■■■■■■■■氏が所有していた、■■■■■■■■■■、現況地目が畑である■■■■■■■■■■の農地を、相続人、■■■■■■■■■■氏が、平成27年7月10日、相続により所有権を取得したことにより、平成27年9月3日、■■■■■■■■■■氏よりその旨、届出があり、平成27年9月4日、会長専決により受理書を発行致しました。

以上1件報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第14号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に報告第15号「農業経営証明願」について事務局より報告して下さい。

事務局
阿部次長

それでは議案書13ページになります、報告第15号「農業経営証明願」について報告致します。

今回、農業経営証明願は、阿寒地区から2件、音別地区から1件、合計3件の申請がありました。

議案書14ページの別表の1番から3番は、いずれも外国人技能実習生制度の活用のため、農業者である旨の証明書を当該事業の斡旋業者へ提出するためのもので、農地基本台帳により農業経営を行っていることを確認し、会長専決により証明書の発行を行っております。

1番は、[REDACTED]から平成27年9月11日に申請があり、同日、証明書を発行しました。

2番は、[REDACTED]氏から平成27年9月14日に申請があり、同日、会長専決により証明書を発行しました。

3番は、[REDACTED]氏から平成27年9月28日に申請があり、平成27年9月29日、会長専決により証明書を発行しました。

以上の3件の農業経営証明願について報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました、報告第15号「農業経営証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、続いて議案の審議を行います。
議案第30号「現況証明願」について事務局より提案して下さい。

事務局
阿部次長

それでは、議案書の15ページでございます、議案第30号「現況証明願」について提案致します。

登記の申請をする場合には、次に掲げる情報を、その申請情報と併せて登記所に提供しなければなりません。

権利に関する登記を申請するときは、登記原因について第三者の許可、同意又は承諾を要するときは、当該第三者が許可し、同意し、又は承諾したことを証する情報が必要となります。

今回、阿寒地区から3件の現況証明願の申請がありましたので、ご提案致します。

議案書16ページでございます表の1番ですが、資料は17ページから19ページでございます。

当該土地は、農振区域内白地の公簿地目が畑及び原野である、[REDACTED]

■■■■■㎡の土地で、所有者であります、■■■■■氏から、現況証明願がありましたので、平成27年9月29日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員2名により、現地調査を実施した結果、利用状況は農地採草放牧地以外の雑種地であると確認を致しました。

議案書16ページの表の2番は、資料は20ページと21ページでございます。

当該土地は、農振農用地区域内の公簿地目が畑である、■■■■■

■■■■■㎡の土地で、所有者であります■■■■■氏から、現況証明願がありましたので、平成27年9月29日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員2名により、現地調査を実施した結果、利用状況は農地採草放牧地以外の原野であると確認を致しました。

なお、農振農用地につきましては通常、現況証明による非農地証明の発行は行っておりませんが、後継者である■■■■■氏が採草畑に出入りする際に通る通路部分を■■■■■氏が所有しており、その通路を整備するにあたって、通路と付帯部分を■■■■■氏に所有権移転する必要が生じました。

これらのうち、この1筆のみ、公簿地目が畑であり、そのままでは所有権移転できません。

しかし、現況が原野であり、農地法第3条や第5条による手続きには馴染まないことから、農業振興地域を所管する農林課と協議を致しまして、今回、農振農用地のまま現況証明による対応を取ることとなりました。

議案書16ページの表の3番は、資料は22ページと23ページでございます。

当該土地は、農振区域内白地の公簿地目が畑である、■■■■■

■■■■■の土地で、所有者であります■■■■■氏から、現況証明願がありましたので、平成27年9月29日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員2名により現地調査を実施した結果、利用状況は農地採草放牧地以外の雑種地であると確認を致しました。

以上、3件の現況証明書の発給についてご審議を頂きたく、ご提案致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から「現況証明願」について説明がありましたが、現地調査結果について松下委員から報告をお願いします。

委員
松下委員

申請のあった1番の土地は、いずれも農振区域内の白地部分でございます。

4筆のうち、■■■■■は、公簿地目が畑で、平成25年7月30日に開催しました第4期第15回総会において、現況は雑種地であると判断し、現況証明書を発行しましたが、申請者が地目変更登記を行わないまま有効期限が切れてしまったため、今回あらためて申請がなされたものです。

■■■■■につきましては、今回、新たに申請があったもので、公簿地目は原野、現況は採草放牧地でしたが、道東自動車道の建設により家を移築した関係で農用地として使えなくなったということでした。

平成27年9月29日に、阿寒地区農業委員3名、事務局2名で現地調査を行った結果、現況はいずれも雑種地であり、利用状況は農地採草放牧地以外であることを確認致しました。

2番の土地は、[REDACTED]、公簿地目が畑、現況地目が原野となっている[REDACTED]の土地で、農振農用地区域にございます。

平成27年9月29日に、阿寒地区農業委員3名、事務局2名で現地調査を行った結果、現況は原野であり、利用状況は農地採草放牧地以外であることを確認致しました。

通常、農振農用地区域では非農地証明の発行はしておりませんが、

申請者の[REDACTED]氏が離農する際、農地、農業用施設用地以外も新規就農者であります[REDACTED]氏へ譲渡することを約束していること、[REDACTED]氏の採草畑へは、[REDACTED]氏が所有している通路部分を通りますが、今回、[REDACTED]氏より通路部分を整備したいという意向があり、通路に付帯する部分も一緒に所有権移転することになりましたが、この1筆のみ、公簿が畑となっており、そのままでは所有権移転できないこと、現況が原野であり、農地法第3条や第5条による手続きには馴染まないこと、この土地は、通路部分と他人（[REDACTED]氏）の農用地との間に位置する狭隘な部分で、公道に面しておらず、他に使いようもないこと、事務局と農林課の間で、この件について現況証明の発行で処理する旨事前に打合せ済みであることから、現況証明による対応となりました。

表の3番の土地は、[REDACTED]、公簿地目が畑となっている[REDACTED]㎡の土地で、農振地域内白地となっております。

所有者であります、[REDACTED]氏から現況証明願の提出があり、平成27年9月29日に阿寒地区農業委員3名、事務局2名で現地調査を行った結果、現況は雑種地であり、利用状況は農地採草放牧地以外であることを確認致しました。

以上、3件の現地調査結果について報告致しますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

野村会長

松下委員、ありがとうございました。

それでは、議案第17号「現況証明願」の1番、2番、3番について一括審議します。

質問、意見を求めます。

委員

細川委員

2番の土地が農用地区域内だが現況証明を出す事に関して詳しく説明願います。

事務局

阿部次長

21ページの図面をご覧ください。

[REDACTED]、[REDACTED]は、[REDACTED]氏が[REDACTED]氏から買った採草畑であり、[REDACTED]と[REDACTED]が通路となっております。

今回、[REDACTED]氏が[REDACTED]氏から取得予定の土地は、[REDACTED]。

このうち[REDACTED]は、公簿上は畑となっておりますが、現況は雑木林となっております。

隣接する、[REDACTED]氏が所有する採草畑の[REDACTED]の隣接部分も現況は畑ではないということで、事務レベルで農林課と協議し、転用等にはなじまないため、現況証明で地目を変更する方法をとることとしました。

議長
野村会長

その他、質問、意見はありませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第17号「現況証明願」の1番、2番、3番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第17号「現況証明願」の1番、2番、3番については原案のとおり決定いたします。

次に、議案第31号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」審議致します、事務局より提案して下さい。

事務局
阿部次長

それでは、議案書の24ページ目でございます、議案第31号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について説明致します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市町村は、農業委員会の決定を経て、農用地の利用集積計画を定めることになっております。

今回、釧路地区、阿寒地区、音別地区で各1件、合計3件の許可申請がありました。

お手元に配布しております「農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書」も併せてご覧下さい。

まず始めに、議案書の25ページの表の1番ですが、先ほど、報告第14号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」で報告した農地になります。

資料が議案書の26ページ、27ページでございます、**■**氏が所有する、**■**の農地について、所有者の代理人であります、農地利用集積円滑化団体阿寒農業協同組合と、**■**氏との間で、引き続き年間**■**円で、平成30年7月31日までの賃貸借による利用権を設定致しました。

25ページの表の2番目ですが、資料が議案書の28ページと29ページでございます、**■**氏が所有する、**■**、合計**■**m²の農地について、所有者の代理人であります、農地利用集積円滑化団体阿寒農業協同組合と**■**との間で、年間**■**円で、平成29年2月24日までの賃貸借による利用権を設定致しました。

議案書25ページの表の3番目は、資料が議案書の30ページと31ページでございます、**■**氏が所有する**■**の農地について、**■**へ、**■**で売買による所有権の移転を設定致しました。

以上、3件の「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画

の決定」についてご審議を頂きたく、ご提案致します。

議長
野村会長

それでは、ただいま事務局から提案のありました、農用地の利用集積計画の決定について審議しますが、1番、2番の貸主の代理人として、阿寒農業協同組合の役員であります、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]が議事参与の制限を受けます。

[REDACTED]は1番の借主としても議事参与の制限を受けます。

また、2番の借主としては、[REDACTED]の構成員であります[REDACTED]が議事参与の制限を受けます。

1番から順に審議しますので、まず、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]は退室して下さい。

([REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]退室)

議長
野村会長

それでは1番について審議します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第31号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第31号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番については原案のとおり決定いたします。

次に2番を審議しますので、[REDACTED]は退室して下さい。

([REDACTED]退室)

議長
野村会長

それでは2番について審議します、質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第31号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第31号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の2番については原案のとおり決定いたします。

次に3番を審議しますので、[]、[]、[]、[]は入室して下さい。

([]、[]、[]、[]入室)

議長
野村会長

1番と2番については、原案のとおり決定致しました。
それでは3番について審議します、質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第31号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の3番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第31号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の3番については原案のとおり決定いたします。

次に、議案第32号「農地法第6条の規定による農業生産法人の報告」について事務局より説明して下さい。

事務局
坂井事務局長

議案書の32ページになります議案第32号「農地法第6条の規定による農業生産法人の報告」について説明致します。

農業生産法人であって、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地をその法人の耕作若しくは養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならないことになっております。

また、農業委員会はこの報告を受け、当該農業生産法人が農業生産法人として適正に運営されているか確認し、指導しなければなりません。

今回4件の報告がありました。

先ず1件目ですが、阿寒地区の有限会社仁成ファームで、平成27年3月の決算期終了後の報告であります。報告は要請によりあったものです。

2件目は、阿寒地区にあります阿寒TMRセンター株式会社で平成27年3月の決算期終了後の報告であります。これも要請により報告があったものです。

3件目は、釧路地区にある釧路TMRセンター株式会社で、平成27年3月の決算期終了後の報告であります。これも要請により報告があったものです。

4件目は同じく釧路地区にある農事組合法人安原農場で平成27年3月の決算期終了後の報告であります。これも要請により報告があったものです。

安原農場については、平成24年度から報告がありませんでしたが、本年度報告がありました。

安原農場では代表者及び構成員の変更があり、要件の適否は他3件と一括で報告いたします。

以上の農業生産法人の報告につきましては、33ページ、34ページにその内容を取りまとめてあります。

1番から4番、全てにつきまして農業生産法人要件確認書にありますとおり、農業生産法人の要件であります形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしております。

以上の4件の農業生産法人について、報告の提案をいたしますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長
野村会長

ただいま事務局から報告がありました。議案第32号「農地法第6条の規定による農業生産法人の報告」について審議いたしますが、1番に[]、構成員となっている阿寒農協役員の[]、2番に構成員となっている[]、3番に構成員となっている法人役員の[]、4番に[]が役員となっています。法人ですので、議事参与の制限にあたり、該当者がばらばらのため、1番から順次おこなってまいります。

最初に1番から審議しますので、[]、[]の退室を願います。

([]、 [])

議長
野村会長

1番についてご質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第32号「農地法第6条の規定による農業生産法人の報告」の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第32号「農地法第6条の規定による農業生産法人の報告」の1番については原案のとおり決定いたします。

■■■■■、■■■■■入室してください。

(■■■■■、■■■■■は入室)

議長
野村会長

次に2番の審議をしますが、■■■■■は退室してください。

(■■■■■退室)

議長
野村会長

それでは、2番についてご質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第32号「農地法第6条の規定による農業生産法人の報告」の2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第32号「農地法第6条の規定による農業生産法人の報告」の2番については原案のとおり決定いたします。

■■■■■は入室してください。

(■■■■■入室)

議長
野村会長

それでは、次に3番の審議に入りますが、■■■■■は退室してください。

(■■■■■退室)

議長
野村会長

それでは、3番についてご質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第32号「農地法第6条の規定による農業生産法人の報告」の3番について、
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第32号「農地法第6条の規定による農業生産法人の報告」の3
番については原案のとおり決定いたします。

■■■■■は入室してください。

(■■■■■入室)

議長
野村会長

次に4番の審議に入りますが、■■■■■は退室してください。

(■■■■■退出)

議長
野村会長

それでは、4番についてご質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第32号「農地法第6条の規定による農業生産法人の報告」の4番について、
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第32号「農地法第6条の規定による農業生産法人の報告」の4
番については原案のとおり決定いたします。

■■■■■は入室してください。

(■■■■■入室)

議長
野村会長

次に追加議案となりますが、議案第33号「鉏路市農業委員会委員の辞任願いの同
意」について審議致します。

事務局、説明してください。

事務局

坂井事務局長

それでは、1ページになります、議案第33号「鉏路市農業委員会委員の辞任願いの同意」について説明をいたします。

2ページの資料になりますが、選挙委員として、鉏路市農業委員会委員に選出されております、[]委員が本人の都合により、平成27年10月3日付をもって、鉏路市農業委員会委員を辞任したい旨の願い出が鉏路市農業委員会会長宛に提出されました。

「農業委員会等に関する法律第16条」の規定により、農業委員会委員の辞任については、農業委員会の同意を得ることになっております。

以上により、鉏路市農業委員会委員の辞任願いの同意について、ご審議を頂きたく、ご提案いたします。

また、本年9月4日公布の改正農業委員会法附則第28条第1項の規定により、法の公布日以降の農業委員の選挙は行わないとしていることから、欠員が生じても補充選挙は行わないこととなります。

議長

野村会長

ただいま事務局から鉏路市農業委員会委員の辞任願いの同意について、説明がありました、[]委員の辞任願いの同意について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員

成田委員

辞任願が提出された事情を説明していただきたい。

議長

野村会長

農地法で農地を特定の相手に貸す場合は、農地法3条で貸すことになっておりますが、5年位前から許可なく貸している農地があり、このことの上、委員としての区切りをつけたいとのことでした。

委員

成田委員

事務局は知らなかったのか。

事務局

阿部次長

過去に、早急に是正するよう口頭で指導しましたが、是正されませんでした。

議長

野村会長

その他、質問、意見はありませんか。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第33号「鉏路市農業委員会委員の辞任願いの同意」について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、[REDACTED]の辞任願いについて、同意することに決定いたします。

これを持ちまして、本日議事、全部が終了致しました。

この後、事務局から連絡事項等があるそうですが、その他、何かありませんか。

なければ、本日の総会を閉会致します。

ありがとうございました。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

平成27年10月5日

議長 野村 照明

署名委員 佐藤 泰正

署名委員 堀川 裕